

# 函館市立椴法華中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関わる問題です。すべての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければなりません。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように行わなければなりません。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなくてはなりません。

### (2) いじめの理解

#### ① いじめの定義

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

- いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- 「一定の人間関係」には学校の内外を問わず、部活動、塾やスポーツ少年団なども含まれる。
- インターネットを通じたいじめなど、本人の自覚がない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

#### ② いじめの態様 ～ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷等の嫌なことをされる

#### ③ いじめの要因 ～ いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、加害と被害の二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- 一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなる場合があり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、生徒の発達段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができずに起こり得る。

④ いじめの解消 ～ 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります

- いじめに係る行為が止んでいること
  - ・心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月以上継続している
  - ・いじめの被害の重大性等から必要な場合はさらに長期の期間を設定する
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる
  - ・苦痛を感じていないことを被害生徒本人およびその保護者に面談等で確認する

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策組織

(1) 組織の名称 いじめ・不登校対策委員会

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、(該当)学級担任

(3) 業務と役割 いじめと不登校に関する実態把握と課題解決に努める

- いじめ防止基本方針の策定      ○ いじめの未然防止      ○ いじめの対応

(4) 年間計画

月	学校いじめ対策組織 等	未然防止の取組	早期発見の取組	備 考
4	●第1回いじめ・不登校対策委員会 ・年間計画の確認、「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○生徒指導研修会 ・全校生徒の特長や家庭環境の掌握	・いじめ実態把握調査	・相談窓口の周知	
5		・道徳教育の充実 ・学校行事(運動会等)による学級、人間関係づくり	・家庭訪問	・学校運営協議会
6	・子ども理解支援ツール「ほっと」の実施	・学校行事(中体連陸上等)による学級、人間関係づくり	・いじめアンケート(1回目)	・道教委いじめ調査
7	・アンケートの分析 ・アンケート結果を踏まえた検証	・学校行事(中体連総合大会等)による学級、人間関係づくり	・教育相談週間	・薬物乱用防止教室 ・学校運営協議会 ・校外生活委員会
8	○校内研修(特別支援)			
9		・学校行事(海向祭等)による学級、人間関係づくり		
10	●第2回いじめ・不登校対策委員会 ・進捗状況確認と取組の検証 ○生徒指導研修会 ・前期の交流と後期に向けて		・教育相談週間	
11		・生徒会活動の充実	・いじめアンケート(2回目)	・市教委「いじめ等の問題について考える集会」
12	・アンケートの分析 ・アンケート結果を踏まえた検証		・三者面談	・情報モラル教室 ・学校運営協議会 ・校外生活委員会
1				
2	●第3回いじめ・不登校対策委員会 ・年間の取組の検証、次年度の計画 ○生徒指導研修会 ・生徒理解に関する研修			
3				・性に関する指導

### 3 いじめの未然防止

#### (1) いじめ防止における基本的な考え方

学校は、教育活動全体を通じて、いじめを「しない」「させない」「許さない」集団作りに努めなければなりません。すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを次のように進めていきます。

- 自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服していく力や相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- すべての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりや、他者と関わり、他者の役に立っていると感じられる絆づくりの取組を進める。
- 心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心を育むとともに、将来の夢やその実現に挑戦する意欲を持たせ、いじめが生まれない環境を醸成する。

#### (2) 教職員の責務

いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、異質な他者を差別するなどの大人の振る舞いを反映した問題とも考えられており、直接、生徒を指導する立場の教職員の振る舞いも、いじめの問題に関わるため、次のように取組を進めていきます。

- 生徒への理解を深め、信頼関係を築き、ささいな変化や兆候であっても、いじめとの関連を考慮して関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることのないように努める。
- 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。
- 自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- いじめを発見し、または相談を受けた場合は、情報を学校の定めた方針に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。
- 情報共有の後には、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。

#### (3) 保護者との連携

家庭は、生徒にとってあたたかい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。保護者においては次の取組を進めることが望まれます。

- 家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むとともに、発達の段階を踏まえ、必要に応じて自ら範を示すなどして、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- 生活の様子に変化や不安を感じる兆候があった場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながら解消に努める。
- 生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対を守る」という気持ちを伝え安心させるとともに、心情等を十分に理解し対応するよう努める。
- いじめの問題への対応にあたって、いじめを受けた、またはいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支える。

#### (4) 地域との連携

地域においては次の取組を進められるように連携を図っていきます。

- 生徒に対し、その発達の段階に応じた道徳観や規範意識のほか、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ち等を育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 生徒がいじめを受けている、またはいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、学校や保護者、相談機関等に相談や連絡・通報するなどして、生徒の抱える問題の解消に努める。

## 4 いじめの早期発見

### (1) いじめを見逃さない体制づくり

いじめを認知した場合には、教職員がいじめの問題を抱え込んだり、いじめを看過したり軽視したりせず、他の教職員や保護者と連携し対応するなどして、いじめを見逃さない体制づくりに努めます。

#### ① 積極的な認知

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする。

#### ② 組織的な対応

- 教職員は「いじめ・不登校対策委員会」にいじめに係る情報を速やかに報告し、情報を共有する。
- 学校は、家庭や関係機関等と適切に連携して対応する。

#### ③ 適切な対処

- いじめを受けた生徒といじめを通報した生徒の安全確保を優先させる姿勢で対応する。
- 保護者とともに、いじめたとされる生徒に対し、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちが醸成されるよう指導する。

### (2) いじめを訴えやすい環境作り

- 日頃から生徒とのふれあいや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努める。
- 定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、SOSの発信、いじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、真摯にかつ迅速に対応する。
- 生徒には、周囲に援助を求めることの重要性を理解させる指導に努める。「大人に言いつけることは卑怯である」「見ているだけなら問題はない」などの考え方は間違っていることを理解させる。
- 生徒に、校内外のいじめ等の相談窓口を周知する。

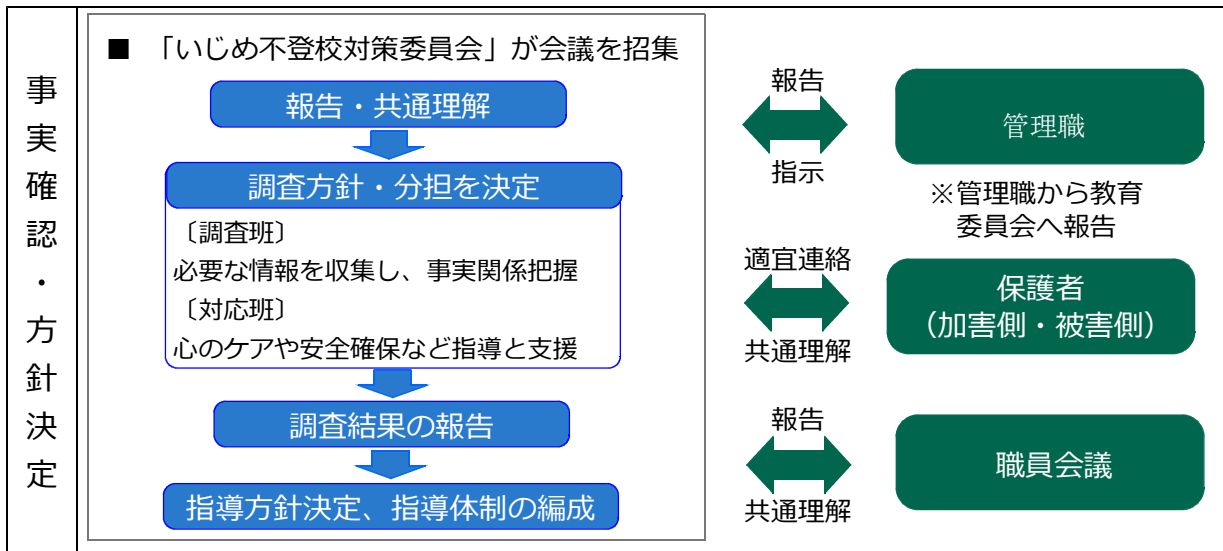
### (3) いじめの早期発見のためのチェックリスト ※ [ ] 内に当てはまる生徒の名前を記入

- 遅刻・欠席・早退が増えた [ ]
- 保健室などで過ごす時間が増えた。すぐに保健室に行きたがる。 [ ]
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。 [ ]
- 登校時に、体の不調を訴える。 [ ]
- 他の生徒の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 [ ]
- 表情がさえず、元気がない。視線をそらし、合わそうとしない。 [ ]
- 持ち物や掲示物にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 [ ]
- 教室にいつも送れて入ってくる。 [ ]
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。 [ ]
- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。人の嫌がる仕事をしている。 [ ]
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 [ ]

## 5 いじめに対する措置

発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教職員は、教育活動のあらゆる場面を通して、いじめの発見に努める</li> <li>● 発見の方法等 日常の観察、アンケート調査、教育相談、児童生徒や保護者からの連絡等</li> </ul>
----	---

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発見した教職員は、「いじめ不登校対策委員会」に速やかに報告する</li> <li>■ 現在の情報を記録する <ul style="list-style-type: none"> <li>【時間・場所】 いつ、どこで発生したか</li> <li>【関係人物】 誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか</li> <li>【内容】 どのような行為を受けたか</li> <li>【要因・背景】 動機やきっかけは何か</li> <li>【状況】 現在も行為は継続しているか</li> </ul> </li> </ul>
------	---



事案対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「いじめ不登校対策委員会」を中心に以下の対処プランを作成</li> <li>■ 対応班を中心にして、いじめの解消に向けた指導と支援を行う</li> </ul>		
	内 容	対応者	対 処 内 容
	被害生徒のケア	担任・指導部	教育相談の実施
	被害生徒の保護者対応	担任・指導部	支援計画の説明、加害生徒の状況報告
	加害生徒の指導・支援	指導部	いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる指導
	加害生徒の保護者対応	担任・指導部	指導・支援計画の説明と被害生徒の状況報告

解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 解消の要件に基づき判断する</li> <li>■ 被害生徒本人とその保護者に対し実施した面談結果に基づき、「いじめ不登校対策委員会」の協議により、総合的に判断する</li> </ul>
----	---

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身または財産に重大な被害が生じる」とは

- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間学校を欠席する」とは

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する

### (2) 重大事態への対処

重大事態に当たるかどうかは「いじめ不登校対策委員会」が判断し、ただちに対応するとともに、教育委員会に報告します。また、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、校長の指示により躊躇することなく所轄警察署に通報し、連携して対応にあたります。

また、生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして対処にあたります。

- 事実関係を明確にするため「いじめ不登校対策委員会」が調査を行い、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどんな問題があったか、学校や教職員がどんな対応をしたかなどを可能な限り明確にします。
- 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒とその保護者に適切に提供します。

## 7 学校評価の実施

- いじめ不登校対策委員会は、年3回の会議を開催し、取組が計画通りに推進できたか点検するとともに、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等をおこなう。
- 学校評価において、いじめ問題への取組について自己評価をおこなうとともに、その結果については適切に公表する。さらに課題を明確にするとともに、改善策を検討・協議しながら指導の充実を図り、次年度の計画・実践につなげていく。